

平成 30 年 3 月 15 日

改定 令和 3 年 3 月 11 日

## 第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

島田市においては大井川流域の平野部から山間地までの豊かな自然環境を背景に、茶や柑橘などの樹園地農業と野菜や花きの露地・施設栽培など、多彩な農業が営まれており、良好な環境や景観を形成し、良質な農産物が生産されている。

しかしながら、島田市の農業を取り巻く状況は、全国的な傾向と同様に農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の発生、野生鳥獣被害の深刻化など、様々な問題を抱えておりその対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地域においては、過疎化・高齢化が顕著であり、作業効率の悪い急傾斜地が大半を占めていることから、今後も遊休農地の発生が懸念されている。各地域の実態に応じた取組を推進し、それに向けた対策の強化を図り、遊休農地の発生防止・解消に努めていく。

一方、平坦地や農業基盤整備が行われた優良農地の区域内の遊休農地については、農地中間管理事業を活用しながら、一層の農地の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、活力ある農業を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、島田市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 27 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和 5 年度末を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期にあわせ検証し、必要に応じて見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B) 再生可能な農地	割合 (B/A)
当初 (平成30年1月)	3,235ha	36.0ha	1.11%
実績 (令和元年度末)	3,217ha	37.0ha	1.15%
目標 (令和5年度末)	3,207ha	30.0ha	0.94%

注1：当初及び実績の「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と利用状況調査による遊休農地面積の合計値。目標においては実績値より改廃分10haを見込む。

注2：当初及び実績の「遊休農地面積」は当該年度の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査（A分類）の数値とする。

#### 【目標設定の考え方】

- 平成30年1月末において、遊休農地面積36.0ha（1.11%）に対し、令和2年3月末においては、37.0ha（1.15%）と増加している。  
今後は、遊休農地の所有者に対して指導、助言等を行い遊休農地の発生防止に努め、島田市総合計画記載数値（H33年度めざそう値）の30.0ha（0.94%）を目指す。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について
  - 農業委員と推進委員及び関係機関が連携し、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による農地利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）により遊休農地の状況を把握し、積極的に農地所有者への働き掛けを行うとともに、同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。  
なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。
  - 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
  - 関係機関や地域住民からの情報収集により遊休化のおそれがある農地を把握し、土地所有者の意向を確認して遊休農地の発生を早期に防止する。
  - 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 市内の山間部の農地で山林原野化が著しく進行し、再生困難と判断される集団的農地を重点実施地区と定め、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
当初 (平成30年1月)	3,230ha	1,289ha	39.9%
実績 (令和元年度末)	3,180ha	1,710ha	53.8%
目標 (令和5年度末)	3,170ha	2,600ha	82.0%

注1：当初及び実績の「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積。目標においては実績値より改廃分10haを見込む。

注2：当初の「集積面積」は「平成29年度の目標及び達成に向けた活動計画」の「これまでの集積面積」、実績は「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の実績値。

#### 【目標設定の考え方】

- 平成30年1月末において、担い手への集積率は39.9%であり、当初の目標値は島田市総合計画記載数値（H33年度めざそう値）の50%としていたが、令和2年3月末時点の実績値で53.8%と目標を上回った。

今後は、関係機関と連携を図りながら、認定農業者や認定新規就農者等の担い手を中心に集積を図り、島田市の「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」（平成26年10月策定）において、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標としている集積率82%を目指す。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 農業委員と推進委員による周知活動について

- 農業委員と推進委員による地域の担い手への利用集積・集約化を進めるため、集落での農業者等の話合いに積極的に参画し、人・農地プランの実質化に努める。

○ 農地中間管理事業、農用地利用集積事業について啓発し、農地の有効利用と制度の周知を図る。

② 農地中間管理機構等との連携について

○ 農業委員会は「農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地」、「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる農地」、「利用権の設定期間が満了する農地」等についてリスト化を行い、島田市、農地中間管理機構、農業協同組合等と連携し、農地中間管理事業を活用し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 地域の農地利用の状況を踏まえ、農地中間管理事業では扱えない利用権の設定については引き続き農業経営基盤強化促進法等を活用し、担い手への農地利用の集積・集約化を推進する。

④ 農地の所有者等を通知することができない農地の取扱い

○ 農地の所有者等を確認できない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定できる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規就農者 (経営体) 数
当初 (平成 30 年 1 月)	1 経営体
実績 (令和元年度末)	5 経営体
目標 (令和 5 年度末)	8 経営体

注 1：当初の「新規就農者数」は「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の参入目標数、実績は「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の平成 29 年度から令和元年度までの新規参入者の合計値。

#### 【目標設定の考え方】

○ 平成 30 年 1 月末において、新規就農者数は 1 経営体であり、当初の目標値は 5 経営体としていたが、令和 2 年 3 月末時点で目標の 5 経営体を達成した。

今後は関係機関と連携しながら、毎年 1 経営体の参入を目指す。

## (2) 新規参入促進に向けた具体的な推進方法

### ① 関係機関との連携について

- 静岡県、島田市、農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握する。

### ② 新規就農の窓口相談について

- 市内移住希望者で就農を希望する者をはじめ、新規就農希望者に対して相談活動を行うとともに、貸付けを希望する復元可能な遊休農地の状況を提供するほか関係機関と連携して情報提供を行う。

### ③ 企業参入の推進について

- 担い手が確保できない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構等を活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

### ④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 定期的な日常活動において、農業者の営農の意向や農地集積の意向等を把握することにより、農地の出し手と新規参入者とのマッチングを行う。